

こ障福第 1513 号
令和 7 年 8 月 6 日

市内 障害児通所支援事業所等・障害児入所施設 御中

「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」
に係る都道府県等・各障害福祉サービス等事業者向け説明会
の開催について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、障害福祉サービス等事業者の経営情報に関するデータベースについて、職種別の給与総額等を継続的に把握できるような対応の検討を速やかに進め、必要な措置を講じることとなっております。

つきましては、今般、「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会を下記のとおり動画視聴形式で開催しますので、貴事業所・施設におかれましては、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

記

（１）実施期間等

実施期間：令和 7 年 8 月 4 日（月）10：00～令和 7 年 8 月 8 日（金）17：00

※ 所要：55 分程度

※ 説明会動画は録画映像となりますので、上記期間以降も視聴可能です。

議題：1. 障害福祉サービス等情報公表制度

～障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応
について～（運用内容や留意点等）

- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の現状
- ・ 障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化に係る経緯
- ・ 障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化への対応
- ・ 経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について
- ・ 経営情報の見える化等に係る記入要領（概要）について
- ・ 第 1 回都道府県等・関係団体向け説明会でいただいたご質問に対する回答

- ・ 今後のスケジュール等
- ## 2. 障害福祉サービス等情報公表システム画面の説明について

(2) 対象者

- ① 各都道府県、指定都市、中核市における障害福祉サービス等情報公表制度担当者
※市区町村の方の視聴は想定しておりませんのでご承知おきください。
- ② 各障害福祉サービス等事業者

(3) 動画掲載先 URL (厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html

(4) 説明会の質疑受付

動画を全て視聴した上で、本説明会の内容に関するご質問を受け付けておりますので、ご不明な点がございましたら、以下 URL にアクセスいただき、入力をお願いいたします（任意）。

また、説明会の質疑受付は、(1) に記載の実施期間を以て締め切らせていただきます。

いただいたご質問に対する回答につきましては、近日中に事務連絡や厚生労働省 HP にて、順次ご連絡させていただく予定です。

なお、本説明会の内容以外に関するご質問・ご要望等は受け付けておりませんので、ご承知置きいただきますようお願いいたします。

※ 質疑受付フォーム：

<https://forms.office.com/r/WauXRZhSOS>

※ 回答期間：令和7年8月4日（月）10：00～

令和7年8月8日（金）17：00

【担当】 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274